

○追手門学院大学教育研究業績評価実施規程

2011年4月25日

制定

(趣旨)

第1条 追手門学院大学(以下「本学」という。)における教育職員(以下「教員」という。)の教育・研究活動等の点検・評価(以下「教育研究業績評価」という。)を実施するものとし、本規程は、その実施に関する基本的事項を定める。

(評価の目的)

第2条 教育研究業績評価は、次の各号に掲げる目的のために実施する。

- (1) 教員が自ら教育・研究活動状況について点検することによって、教育・研究活動の活性化を促進させる。
- (2) 教育研究業績評価による活動の改善等の取り組みにより、本学の高等教育機関としての教育・研究の質を保証する。
- (3) 教員の活動状況及び評価結果の公表により、社会に対する説明責任を果たす。

(評価の対象者)

第3条 教育研究業績評価の対象者は、専任の教育職員とする。ただし、大学常勤講師を除く。

- 2 第1項に規定する者のうち、副学長及び学部長は、評価の対象から除外する。
- 3 第1項に規定する者のうち、評価対象年度に、育児休業等の特別な事情があり勤務期間が6か月未満の場合は、当該期間について評価の対象から除外する。

(評価実施単位)

第4条 教育研究業績評価の実施単位は、教員が所属する学部、共通教育機構及びその他の研究所・センターとする。

(評価組織)

第5条 教育研究業績評価に係る全学的方針の決定、評価、集計及び公表並びにその他必要な事項を審議するために、全学教員評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長

2 学長が必要と認める場合は、委員以外の外部の有識者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(評価領域)

第7条 教育研究業績評価における評価領域は、教育活動、研究活動、社会貢献活動及びその他活動とする。

(評価項目)

第8条 教育研究業績評価の項目は、別に定める「追手門学院大学教育研究業績評価実施要項」に拠る。

(評価基準)

第9条 委員会は、本学の目標及び第2条に定める目的に則らなければならない。

2 評価基準についてはあらかじめ公表しなければならない。

(評価の実施)

第10条 教育研究業績評価は、毎年度実施する。

2 教員は、教育研究業績データベースに自己の活動状況を入力するとともに、その入力情報に基づき、教育研究業績評価票（以下「評価票」という。）を作成し、各学部長に提出する。共通教育機構又は研究所・センターに所属する教員は、副学長に提出する。

3 評価実施単位ごとの評価については、各学部長又は副学長が行う（第一次評価）。

4 学長は、第一次評価を踏まえ、委員会の議を経て、各教員の評価を決定する（第二次評価）。

5 学長は、評価結果を教員へ通知する。

(評価結果の活用)

第11条 各学部長及び副学長は、教育研究業績評価の結果を踏まえ、優れた活動を行ったと評価された教員に対して、その活動の一層の向上を促し、また改善が必要であると評価された教員に対しては、適切な指導及び助言等によって活動の改善等を促す。

2 活動状況に改善の必要があると評価された教員は、活動の改善点や次年度における改善計画を記載した改善計画書を各学部長又は副学長に提出し、活動の改善等に努めなければならない。

(評価の公表)

第12条 教育研究業績評価の結果は、本学全体として集計したものを公表する。

(事務の所管)

第13条 この規程に関する事務は、学事課の所管とする。

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃は、委員会の意見を聞き、大学教育研究評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、追手門学院大学教員活動評価実施規程(2009年10月26日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年9月23日から施行する。

附 則

この規程は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2016年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年5月15日から施行し、改正後の第3条の規定は、2020年4月1日か

ら適用する。

附 則

この規程は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。